

※交付要綱第4条別表

令和4年度低公害車導入促進助成事業の概要

1 助成対象車両

車両総重量2.5トン超の下記車両のうち、令和5年3月10日までに登録が完了する車両を助成対象とする。※初度登録の車両。

- (1) 天然ガス自動車
 - (2) ハイブリッド自動車
 - (3) 天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造）
- ※バイフューエル車は、天然ガス自動車として助成対象とする。

2 申請受付期間

令和4年4月1日～令和5年1月31日

※上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

なお、4月～6月の登録車両に限り事後の申請を認める。

3 助成率・助成額

◎天然ガス自動車（新車） 価格差の1/6 (単位：円)

最大積載量	価格差	全ト協	県ト協	計
2tクラス	730,000	122,000	50,000	172,000
4tクラス	2,750,000	459,000	50,000	509,000

※バイフューエル車の助成額は、全ト協・県ト協それぞれ50,000円とする。

◎ハイブリッド車（新車） 価格差の1/8 (単位：円)

最大積載量	価格差	全ト協	県ト協	計
2tクラス	770,000	97,000	50,000	147,000
4tクラス	2,680,000	335,000	50,000	385,000

◎天然ガス自動車（使用過程車改造） 定額助成 (単位：円)

最大積載量	改造費	全ト協	県ト協	計
2tクラス	730,000	100,000	50,000	150,000
4tクラス	2,750,000	100,000	50,000	150,000

※国の補助金を併用することを条件としないもの

◎天然ガス自動車（新車） 定額助成 (単位：円)

車両総重量	全ト協
2.5tクラス	1,000,000

◎ハイブリッド自動車（新車） 定額助成 (単位：円)

車両総重量	全ト協
2.5tクラス	300,000

◎電気自動車（新車） 定額助成 (単位：円)

車両総重量	全ト協
2.5トン超	300,000

4. 交付要綱

別紙「低公害車導入促進助成金交付要綱」のとおり。